

## 登米市観光どぶろく特区

都道府県名：

宮城県

申請主体名：

登米市

区域の範囲：

登米市の全域



特区の概要：

本市には、年間を通じてたくさんの観光客が訪れているが、その多くは滞在時間の短い通過型観光となっており、市内を周遊する等滞在型観光へのシフトが課題となっている。

登米市観光どぶろく特区の認定を受けることにより、滞在型観光に向けた有力な手段が加わることになり、都市と農山村の交流拡大が期待されるとともに、農商工連携による産業振興等が期待され経済的な効果をもたらすことにつながる。

適用される規制  
の特例措置：

特定農業者による特定酒類の製造事業



ラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼は、日本一の渡り鳥の飛来地



登米市の母なる北上川、豊かな水が農作物の源